

国土交通省からのお願い

「標準的な運賃」に係る実態調査への 協力依頼について

貨物自動車運送事業者の皆様へ

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜りましてありがとうございます。

平成30年に議員立法により貨物自動車運送事業法が改正され、ドライバーの労働条件の改善等を図るため、法令を遵守して持続的に事業を経営する際の参考となる運賃を示す「標準的な運賃」の告示制度が創設されました。

国土交通省では本制度に基づき、令和2年4月に「標準的な運賃」の告示を行ったところです。

この度、「標準的な運賃」の浸透・活用状況等の実態を把握するため、貨物自動車運送事業者の方を対象として、アンケートを実施することといたしましたので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※本調査は統計的に処理します。この調査結果の具体的なデータを運輸支局や労働基準監督署による監査等に使用することはありません。また、企業名やご回答者様が特定される形で公表されることはありません。「標準的な運賃」に関するご実態をありのままご回答いただけますと幸いです。

◆アンケートの回答方法

アンケートは以下に記載の URL (QR コード) にパソコン等でアクセスいただくことにより、回答いただくことができます。

- ・東京都トラック協会HP「標準的な運賃」に係るWEBバナーよりアクセス
 - ・URL (<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/truck/a/>) よりアクセス
- または
- ・右のQRコードによりアクセス



◆アンケート回答期限

令和4年3月21日(月)

【調査主体】

国土交通省自動車局貨物課 担当：池澤、高嶋
東京都千代田区霞が関 2-1-3

【お問い合わせ先（調査会社）】

社会システム株式会社 担当：福田、安藤
東京都渋谷区恵比寿 1-20-22 三富ビル 6F

Mail : truck@crp.co.jp TEL : 03-5791-1133

※新型コロナウイルス感染症対策のため在宅勤務を行っている場合がございます。
そのためお問い合わせの際は、お手数ではございますが一度メールにてご連絡をいただけますと幸いです。